

都市計画区域マスタープラン見直し素案に係る公聴会議事録

日時	令和3年1月27日(水) 14:00~14:15
場所	鳥取県庁 講堂
公述人	公述人①

(事務局：技術企画課都市計画室 小畑係長)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、都市計画区域マスタープラン見直し素案に係る公聴会を開催いたします。私は、本日、司会を務めさせていただきます鳥取県県土整備部技術企画課の小畑でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、都市計画区域マスタープラン見直し素案の概要及び都市計画手続きについてご説明いたします。

まず、都市計画区域マスタープランの見直し素案の概要について説明いたします。

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2の規定に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のことを言います。同条第2項において、①区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときは、その方針を定めることとし、②都市計画の目標土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めることとされております。

現在の都市計画区域マスタープランは、平成16年に策定したもので、その後、県東部地域は市町村合併や人口減少、少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化し、都市の低密度化や中心市街地の空洞化などの問題が生じています。また、市町村合併を経て、県東部地域の複数の都市計画区域が、一つの行政区域に含まれることとなったことから、各都市計画区域が、それぞれの特徴を生かし、相互に連携しながら発展していくことが一層重要となっております。

以上のことを踏まえ、この度、県東部地域の6つの都市計画区域について、マスタープランの見直しを行うものです。見直し素案の主な変更内容等については、お配りしております資料をご確認ください。

次に、都市計画区域マスタープランの手続き状況について説明いたします。

県は、平成25年度から、地域住民との意見交換や、アンケート調査を行い、平成27年度以降は、鳥取県都市計画審議会での審議、関係機関との協議を経て、都市計画区域マスタープランの見直し素案を取りまとめました。

また、令和2年9月18日に都市計画区域マスタープランの見直し素案を公表し、皆様のご意見を都市計画案に反映させるため、パブリックコメントを募集して参りました。

それでは本日の公聴会の趣旨及び運営につきまして、ご説明いたします。公聴会の趣旨としまして、公聴会は、都市計画法第16条第1項及び鳥取県都市計画に係る公聴会の運営要領に基づき開催いたします。この度、公述人を募集したところ、1名の方から公述の申し出がありました。これからお聞きする公述内容については、都市計画案の参考意見とさせていただきます。

次に、公聴会の運営についてご説明いたします。公聴会は、公述人の方のご意見をお聞きする場として設けたものでございます。したがって、この場でご意見に対する見解を述べたり、質疑を行うことはいたしません。後日、本日の公聴会の議事録、ご意見の趣旨とこれに対する県の見解をまとめ、公表いたしますので、あらかじめご了承ください。また、公聴会の発言内容については、鳥取県都市計画審議会へ報告しますので申添えます。

傍聴の皆様にお礼があります。受付において「傍聴要領」をお配りしております。公聴会を傍聴する場合に守っていただく事項として、

- (1) 開催中は静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、賛否を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等の妨害をしないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 携帯電話等については、電源を切るか、マナーモードに設定していただき、通話しないでください。
- (5) その他として、会場の秩序を乱し、公聴会の支障となる行為をしないでください。これに従って頂けない場合は退場して頂くことがありますのでご了承下さい。

そうしますと、本日の公聴会の進行については、議長の鳥取県県土整備部技術企画課長の前田が行います。よろしくお願ひします。

(議長：技術企画課 前田課長)

県土整備部技術企画課長の前田でございます。本日、この公聴会の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。座って進めさせていただきます。それでは、これから公述に入らせていただきます。本日、公述される方は1名でございます。公述の方に申し上げます。公述にあたっては、まず自分の氏名を述べていただいた後、公述を始めてください。公述時間は、10分以内となっております。制限時間となりましたらチャイムを鳴らしますので、時間を守っていただきますようお願いいたします。

公述内容は、公述申出の際に提出していただいた公述要旨に即し、都市計画素案に関する範囲内でご発言をお願いいたします。それではこれから公述人のご意見を発表させていただきます。公述人①、お願いいたします。

(公述人①)

私は鳥取市本町に住んでいる公述人①でございます。私は50年前に都市計画を専攻しまして、その都市計画の仕事には携わってこずに、大体、建築・土木・造園という形で、設計施工をしてきました。

それで公述人申出書を順番に1番から言います。

これは私の考えですけれども、都市計画区域を、はっきりと、これが私としては重点を置きたいんだけど、市街地と農村部を住み分ける。はっきりと。市街地はコンパクト、中層化集積し、農村部は生産緑地・里山として開発規制をして、日本の田園都市のモデルケースにして欲しいということですね。鳥取市は、鳥取田園都市、それから鳥取県は、鳥取田園県として、モデルケースとして、日本の、して欲しい。

それから山陰道の件ですけれども、無料の山陰道というのは非常にありがたいことで、今、無料の鳥取道を使って姫路なんかによく行くんですけども、非常にお金がかからなくてありがたいんで、この山陰道の1日でも早い実現を図って欲しい。京都とかですね、島根県津和野とかあいうところよく行きますんで、石見銀山ね。

それから3番目、鳥取市役所の跡地の問題ですけれども、鳥取市で作るユニークな鳥取市美術館の建設を実現して、歴史文化ゾーンの充実を図る。

それから4番目は、市街地の私有地及び私有地の空き地ですね。それから老朽建築物撤去後の空き地は、田園都市に連携して、菜園緑地とか庭園緑地として、固定資産税などを減税して、そ

ういう緑地計画に組み込むと。

それから5番目。近未来の鳥取地震、それから千代川の氾濫。これはもう、現実起こりうることだと思っていますので、防災計画の徹底、それから防災訓練の徹底。

それから、これは私の考えですけれども、既存町内会組織がどんどん高齢化して、役員になる希望者が少ないような状況になっていますけれども、そういうのを補完する意味で、向こう三軒両隣の、近くを助ける近所組織の設立普及。これは、自分では少しずつ身の回りで実行してます。

申出書の説明は以上ですけれども。これ以外に私は、どんな鳥取市にしたいかということで、昨日まとめたんですけれども、それは担当の方にお渡ししましたんで、この件について、少し補足したいんですけど、よろしいでしょうか。

これからの鳥取市の都市計画の理念、根本的な考え方。すべての人間活動（室内労働環境も含む）の中に、積極的に緑が取り込まれ、活用され、ますます発展する日本の人間モデル都市、鳥取田園都市。自然とすべての人間活動との共存、共生、調和、発展する鳥取田園都市。これは鳥取県と置き換えていただいてもいいです。

それと補足として、私自身がどうかなと思うんですけれども、過去の人口増時代に計画実行された郊外に独立して点在する津ノ井ニュータウンや美萩野、北園、円護寺などの複数の県営住宅団地と、コンパクトシティ、中心市街地集積との調整は、なかなか難しいかなあという気持ちがあります。一応細かいことはもう、あとでお渡ししました資料を見てください。

以上です。

（議長：技術企画課 前田課長）

ありがとうございました。

（事務局：技術企画課都市計画室 小畑係長）

以上を持ちまして、本日の公述は終わりました。

公述人①におかれましては、貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。

また、傍聴人の皆様もご清聴ありがとうございました。

それでは、公聴会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

注) 公述人が最後に述べている「担当に渡した資料の内容」については、公聴会での公述内容には含まれません。